

人手不足で増える転職者

企業が未払いの残業代を請求されるケースが増えている。人手不足で転職者が増え、新しい会社に移る前後に残業代の支払いを求める人が増えた。4月からは法改正で請求できる期間も延長される見通しだ。働き方の見直しが進み、企業も厳格な労務管理を迫られる。

「未払いの残業代を払ってほしいんです」
過払い金返還訴訟を手がけてきたアディーレ法律事務所には最近、未払い残業代の相談が多く寄せられるようになった。

当局監視厳しく
残業代を巡るトラブルが増えている背景には2つの要因がある。まず働き方改革の本格化で当局の監視が厳しくなった。労働基準監督署の勧告を受けて残業代支払いに応じた企業数は2018年度で1768社。5年前

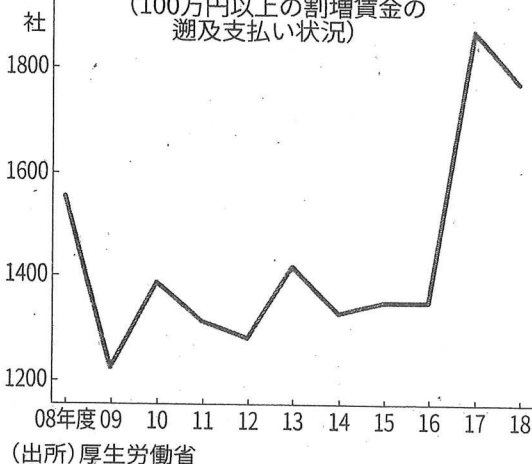
「未払い残業代払って」急増

に比べて25%増えた。

都内で内装工事を請け負うある中小企業は、昨年、労基署から指導を受けた。残業代として数万円の手当を払っていたが、労基署は労働時間が適切に管理されておらず、未払いがあると指摘。過去1年間の未払い残業代の支払いと再発防止策の徹底を求めた。

2つめは人手不足を因とする転職者数の増加だ。未払い賃金の請求は在職中より退職後に行われることが多い。仕事を

残業代の支払いに応じた企業
(100万円以上の割増賃金の
遡及支払い状況)



法改正で請求期間延長へ

すれば会社から開示してもらえないという。

企業には誤解もある。業務手当や職務手当という名目で毎月一定額の固定残業代を払っていたとしても、労働契約や就業規則などに明記されていないければ認められない。また時間外労働によって生じる残業代が固定残業代を超えた場合は差額分を支給する必要がある。

中小で認識不足

未払い残業代が生じやすいのは中小企業だ。経営者が違法と認識しておらず、社員から訴えられて初めて気づく場合がある」(島田氏)

未払い分を請求された企業が支払いを拒むケースは少ない。裁判になり企業側の対応が悪質と判断された場合は、制裁として未払い分と同額の付加金が課される可能性がある。労務に詳しい安西愈弁護士は「労働者側の

真相深層

主張がおかしくない限り、一定額を支払って早めに和解することを勧められている」と話す。

専門家は4月に施行される予定の法改正の影響で、残業代請求が急増すると懸念している。これまでは残業代を含む未払い賃金を企業に請求できる期間(消滅時効)は労働基準法で2年と定められていた。これが4月以降は当面、3年になる見込み。将来的に5年という案も検討されている。

未払い賃金の請求期間が延びるのは、4月に改正民法が施行され、すべての債権の消滅時効が原則5年になるのにあわせて措置だ。安西氏は「未払い残業代を巡るトラブルが増し、人件費の増加で経営問題に発展する中小企業が増えるかもしれない」と懸念する。

に命令を出すようになるだろう」(労働問題に詳しい日本大学の安藤至大教授)。例えば決められた時間内に仕事が終わらず、自発的に残業したいときや、時間外に仕事で必要な勉強をしたときに、会社の許可を得ないければ、設備が使えないなどの制限を受ける可能性がある。自発的な仕事でも後に発覚すればその分の賃金を払う必要が生じ

「1カ月あたり100時間未満」をはじめとする19年4月に大企業に適用された残業時間の上限規制は、20年4月から中小企業にも適用されるようになる。「仕事の付け回し」をやめ、所定の時間で仕事を終えられるのかどうか。働く社員も企業側も、それぞれが効率的な働き方と労働時間の管理に向き合わなければならない局面にさしかかっている。(渋谷江里子)